

介護保険法に規定される保険給付の対象となる 福祉用具の追加について

介護保険法に基づく福祉用具について、今般、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」の一部が改正されました。それに伴い、2022（令和4）年4月1日より、「排泄予測支援機器」が特定福祉用具、特定介護予防福祉用具として新たに追加されました。

排泄予測支援機器は、利用者が常時装着したうえで、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等またはその介護を行う者に自動で通知するものです。

なお、専用ジェル等、装着の都度に消費するものや、専用シート等の関連製品は保険給付の対象からは除かれます。

『新訂 福祉用具専門相談員研修テキスト 第2版』

（一般社団法人シルバーサービス振興会＝編集）

『ICFの視点に基づく自立生活支援の福祉用具

～その人らしい生活のための利活用～』

（大橋謙策＝監修、公益財団法人テクノエイド協会＝編集、伊藤勝規＝編著）

これらの書籍をご活用の際には、ご注意ください。